

総 税 市 第 36 号
令和4年4月 26 日

各都道府県ふるさと納税担当部長
各都道府県ふるさと納税市区町村担当部長 殿

総務省自治税務局市町村税課長
(公 印 省 略)

ふるさと納税に係る指定制度の適正な運用について

今般、下記のとおり地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第6項及び第314条の7第6項の規定に基づき、地方団体の指定が取消しとなる事案が発生しました。

ふるさと納税指定制度下においては、申出時点のみならず、指定を受けている期間を通じて、地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する募集の適正な実施に係る基準並びに法第37条の2第2項各号及び第314条の7第2項各号に掲げる基準に適合する必要があります。

各地方団体は、自団体を取り扱う返礼品等が各指定基準に適合していることを常に確認し、基準適合性に疑義が生じた場合には、速やかに当該返礼品等の取扱いを停止した上で、「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」(令和3年6月18日付け総税市第40号)及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」(令和3年6月18日付け総税市第41号)の確認や総務省への照会を行う等、適切な対応をお願いいたします。

貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、適切な助言・支援をお願いします。

なお、この通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

記

(事案の概要)

取消対象団体が返礼品の調達のため複数の名目で支出していた額の合計額が、寄附金の額の3割を超過し、法第37条の2第2項第1号及び第314条の7第2項第1号に掲げる基準に適合する団体ではなくなると認められるもの。

参照条文等

○ 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

(寄附金税額控除)

第三十七条の二 略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金(以下この条において「第一号寄附金」という。)であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準(都道府県等が返礼品等(都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。)を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準)に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

二 略

○ 平成三十一年総務省告示第百七十九号

(返礼品等の調達に要する費用の額の算定の方法)

第四条 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号の規定により総務大臣が定める返礼品等の調達に要する費用の額の算定は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 返礼品等の調達に要する費用の額とは、個別の返礼品等の調達のために、地方団体が現に支出した額とし、支出の名目にかかわらず、当該地方団体が支出した額が当該返礼品等の数量又は内容に影響するものである場合には、当該支出した額を含むものとする。

二 略

○ 「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」(令和3年6月 18 日付け総税市第41号)

問15 「支出の名目にかかわらず、当該地方団体が支出した額が当該返礼品等の数量又は内容に影響するものである場合」(告示第4条第1号)に該当するような具体例はどのようなものか。

(答) 例えば、調達費用とは別に「サービス向上費」等の名目で、返礼品事業者に対して支払いが行われ、当該経費が実質的に返礼品等を調達するための費用に充当されることによって、調達費用の名目で支払われた額のみによって調達する場合よりも多くの数量の返礼品等の調達が行われる場合等が該当する。